

議案第 2 号

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成27年10月22日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）において沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（乙第6号議案）が可決されたことに伴い、同センターの休所日の指定、施設の使用許可等に関する事を教育長又は教育長の補助機関に専決させるなど規則の規定を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例  
(乙第6号議案)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な入舎等の手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

(別紙)

**沖縄県教育委員会規則第 1 号**

**沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）」を「並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第 1 号）」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

(16) 沖縄県立離島児童生徒支援センターの休所日の指定、施設の使用許可等に関すること。

第5条中「前条」を「前2条」に改める。

第6条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第1号）の施行の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 規則案の概要の説明

課名 教育庁総務課

## 1 件名

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）において沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（乙第6号議案）が可決されたことに伴い、離島児童生徒支援センターの休所日の指定、施設の使用許可等に関するなどを教育長又は教育長の補助機関に専決させるなど規則の規定を改正する必要がある。

## 3 改正案の概要

- (1) 教育長又は教育長の補助機関への専決事項に、離島児童生徒支援センターの休所日の指定、施設の使用許可等に関するなどを加える。
- (2) その他所要の改正を行う。
- (3) この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。ただし、その他所要の改正規定は公布の日から施行する。〈附則〉

## 4 根拠法令

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例  
(乙第6号議案)

## 5 添付資料

- (1) 新旧対照表

## 新旧対照表

新	沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則 平成27年3月24日 教育委員会規則第2号	沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則 平成27年3月24日 教育委員会規則第2号
第1条 (略) (定義)		
第2条 この規則において「県立学校」とは、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条の規定により設置された高等学校、特別支援学校及び中学校をいう。	この規則において「県立学校」とは、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条の規定により設置された高等学校、特別支援学校及び中学校をいう。 この規則において「教育機関」とは、県立学校並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第1号）の規定により設置される教育機関をいう。	この規則において「県立学校」とは、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条の規定により設置された高等学校、特別支援学校及び中学校をいう。 この規則において「教育機関」とは、県立学校及び沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の規定により設置される教育機関をいう。
第3条 (略) (専決事項)		
第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を、教育長に専決させ、又は教育長が別に定めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。 (1) 前条第4号又は第5号に掲げる事項を除く人事に関すること。 (2) 法第15条第1項の規定に基づく教育委員会規則又は教育委員会訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）を行うこと。 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。 (4) 県立学校の通学区域の指定に関すること。 (5) 県立学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）の生徒の定員を定めるること。 (6) 文化財の指定及び解除に関すること。 (7) 教育委員会の表彰に関すること。 (8) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。	(専決事項) この規則において「県費負担教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。 この規則において「専決」とは、教育長又はその補助機関が教育委員会の名において意思決定を行うことをいう。 第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を、教育長に専決させ、又は教育長が別に定めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。 (1) 前条第4号又は第5号に掲げる事項を除く人事に関すること。 (2) 法第15条第1項の規定に基づく教育委員会規則又は教育委員会訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）を行うこと。 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。 (4) 県立学校の通学区域の指定に関すること。 (5) 県立学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）の生徒の定員を定めるること。 (6) 文化財の指定及び解除に関すること。 (7) 教育委員会の表彰に関すること。 (8) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。	

(9) 教育委員会が行う自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定（候補者の選定を含む。）に関すること。	(9) 教育委員会が行う自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定（候補者の選定を含む。）に関すること。
(10) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。	(10) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。
(11) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。	(11) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。
(12) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づく免許状の授与及び取上げ処分の決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等に関すること。	(12) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づく免許状の授与及び取上げ処分の決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等に関すること。
(13) 請願及び陳情に関すること。	(13) 請願及び陳情に関すること。
(14) 教育委員会の権限に属する事務に係る指令、達等の文書を発すること。	(14) 教育委員会の権限に属する事務に係る指令、達等の文書を発すること。
(15) 教育に関する行事を主催、共催又は後援（協賛を含む。）すること。	(15) 教育に関する行事を主催、共催又は後援（協賛を含む。）すること。
(16) 沖縄県立離島児童生徒支援センターの休所日の指定、施設の使用許可等に関すること。	(16) 沖縄県立離島児童生徒支援センターの休所日の指定、施設の使用許可等に関すること。
2 教育長は、前項の規定にかかわらず、その専決事項に関する事項に關し、重要又は異例と認められる場合は、これを會議に付議しなければならない。	2 教育長は、前項の規定にかかわらず、その専決事項に関する事項に關し、重要又は異例と認められる場合は、これを會議に付議しなければならない。
(委任事項)	(委任事項)
第5条 教育委員会は、前2条に規定する事項、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）の規定に基づき市町村が処理することとする事務及び沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第2号）の規定に基づき知事の補助職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。	第5条 教育委員会は、前条に規定する事項、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）の規定に基づき市町村が処理することとする事務及び沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第2号）の規定に基づき知事の補助職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。
(報告)	(報告)
第6条 教育長は、第4条第1項第1号から第6号までに定める事項及び教育長に委任した事項のうち重要な事項について、専決又は決裁後速やかに會議で報告で報告しなければならない。	第6条 教育長は、第4条第1号から第6号までに定める事項及び教育長に委任した事項のうち重要な事項について、専決又は決裁後速やかに會議で報告しなければならない。
第7条 (略)	第7条 (略)
附 則	この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第 号。）の施行の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。